

## 「お忘れなく 労働保険の年度更新手続は

6月3日（月）から7月10日（水）までに！」

労働保険（労災保険・雇用保険）の保険料は、事業主が年度当初に概算で申告・納付し、翌年度の当初に確定申告のうえ、精算することになっています。

令和6年度の申告・納付期間は、6月3日（月）から7月10日（水）までです。お早めに手続をお願いします。



### 《重要》 労災保険の料率が変わります

**令和6年度から労災保険率、労務費率、第2種特別加入保険料率を改定します。**

**令和6年度の労災保険の概算保険料は新しい料率で、令和5年度の確定保険料はこれまでの料率での申告をお願いします。**

詳しくは、各事業場に送付される年度更新資料「申告書の書き方」及び厚生労働省ホームページの「[労働保険年度更新に係るお知らせ](#)」をご覧ください。

◆雇用保険率については令和5年度から変更ありません。

事業の種類	令和5・6年度共通（確定・概算保険料の計算に使用）		
	① 被保険者 負担率	② 事業主 負担率	①+② 保険率
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産 ※ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖の事業等は除かれ、一般の事業の率が適用されます。

◆労働保険料の納付は口座振替が便利です。口座振替を利用いただくと、納付期限にゆとりができます。口座振替の申込みは、所定の用紙を金融機関に届け出るだけです（申込み時期により口座振替納付開始時期が異なります。詳しくはお問い合わせください）。

◆電子申請により自宅や事務所からいつでも提出することができます。年度更新手続をはじめ、労働保険・社会保険関係手続について、電子申請をご利用ください。

◆お問い合わせ先

秋田労働局労働保険徴収室 TEL 018-883-4267

秋田労働基準監督署 TEL 018-801-0823

能代労働基準監督署 TEL 0185-52-6151

大館労働基準監督署 TEL 0186-42-4033

横手労働基準監督署 TEL 0182-32-3111

大曲労働基準監督署 TEL 0187-63-5151

本荘労働基準監督署 TEL 0184-22-4124